

第30回 東京弁護士会人権賞 受賞

全国過労死を考える家族の会

〈話し手〉代 表 寺西笑子さん

世話人 中野淑子さん 中原のり子さん 西垣迪世さん

労働事件では使用者側と労働者側とで弁護士としての立場の違いがありますが、「過労死を防がなければいけない」という点では、立場の違いを越えて意見が一致するのではないかと思います。本記事が、「どうすれば過労死をなくせるのか」、「過労死をなくすために弁護士として何かできることはないのか」、皆様が考えるきっかけとなれば幸いです。
(聞き手・構成：小峯 健介)



授賞式に臨まれる「全国過労死を考える家族の会」の皆さん

プロフィール 全国過労死を考える家族の会

1991年11月22日（勤労感謝の日の前日）結成。1980年代、過労死が大きな社会問題となり、過労死をなくそうという世論は広がるものの、その救済は実現されず、過労死被災者の家族は、苦しい思いをしていた。このような状況のなかで、1991年11月22日、勤労感謝の日の前日に、過労死被害に対する救済と過労死の根絶をめざして、「全国過労死を考える家族の会」が結成された。

——「全国過労死を考える家族の会」（以下「家族の会」）が結成された経緯を教えてください。

中野：1980年代後半に入って過労死が全国的に多くなってきて、1988年に初めて過労死弁護団が全国一斉過労死110番を開設しました。そのときに中高年の遺族からの相談が多くて電話が鳴りやまないという状況から、遺族が交流をしてネットワークをつくる場が必要ではないかということで、各地の家族の会ができました。

全国家族の会は、東京家族の会が結成された翌年の1991年11月22日（勤労感謝の日の前日）に結成されました。当時、県レベルに7つの家族の会がありましたが、点を線で結べば小さな力が集まって大きな力になり、過労死をなくせるのではないかという願いを込めて全国家族の会が結成されました。

——「家族の会」の活動の内容を教えてください。

寺西：労災申請や裁判では遺族側に立証責任があります。皆さん協力者がいない中で、同じ境遇の人たちでお互いに励まし合って支え合う。そういうものがなければ、心が折れそうになって自分自身の闘う活動が前向きに進んでいかないのです。

——具体的にはどのような活動でしょうか。

寺西：各地の家族の会によって活動内容はさまざまです。私がいるところは毎月例会を開いて会員交流をしています。裁判をされている方には裁判の傍聴の支援に行っています。それと、連携する団体の集会参加や、年に一度弁護士や支援者と一緒に一泊学習交流会をしています。

——「全国家族の会」としては、どのような活動をされているのでしょうか。

寺西：毎年11月（勤労感謝の日を前に）に全国から集まって、厚生労働省と地方公務員災害基金本部に、労災認定されていない人の救済と過労死予防の要請行動をして、社会へ警鐘を鳴らしています。

過労死等防止対策推進法が成立するまでは、成立に向けた署名活動などもしていましたが、成立後は、実効性あるものにするための大綱を作ることも大事な活動なので、私たち4人は過労死等防止対策推進協議会の当事者代表委員に入っております。

——これまでのご経験を通じて、過労死での労災認定の困難さ、会社に責任を認めさせることの困難さについて、どのように感じておりますでしょうか。

寺西：過重労働の立証に会社の協力が得られないことが大きなネックになっています。私の夫が自殺した直後に社長は土下座して謝り、職場の人たちがみんな同情してくれて、「会社はひどい」と言ってくれたのですが、数日たてば手のひらを返したような態度になって、会社が箝口令を敷いたことで、誰も本当のことを言ってくれなくなりました。個別でお話を聞きたいと言っても、「協力はできない」ということでした。労働実態がわかる客観的証拠と証言が必要ですが、職場の協力がなければなす術がない、そういう難しさがあって、不条理なことだと思います。

——過労死について、行政や裁判所の考え方というのは、時代の変化によって変わってきているのでしょうか。

寺西：変わってきています。家族の会のメンバーだけではないのですが、遺族が、過労が原因したという強い気持ちで長年闘い続けて判例が積み上がってきて、狭かった認定基準が改善されてきたという経緯があります。

でも、そこまで長い裁判に立ち向かうというのは、遺族1人ではなかなか成し得ないことですので、弁護士さんも共に闘っていただけてきました。支援者の支えも必要です。時間と労力と経済力、さらに長く

持ち続ける精神力、これだけの条件がそろわないとなかなか難しい。同じ境遇の者が「一緒に頑張ろうね」と支えていく。そういうところで家族の会の仲間の力が発揮できる。

——過労死された方のご家族と接するにあたり、気を付けている点がありますでしょうか。

寺西：基本的にみんな心に傷を持っているので、お互いに配慮した対応が必要になってきます。私が心掛けているのは、私から「こうしたら」と言うことは極力控えています。相談者になるべくたくさん話してもらうので。とりとめない話をいっぱいされるのですが、相手が何を相談したいのかなど考えながら聞くんです。相手の気持ちをくみ入れて、何が言いたいのか整理をして、今日は聞いておくだけにするとか、ここは必要と思ったら、背中を押したりもします。そういう気付きを心掛けています。

——身近な人が過労死することがないように、周囲の人間として何かできること、気を付けることがありましたら教えてください。

寺西：私の夫は過労自殺でしたから、亡くなってから、あのときやっぱりおかしかったということがいくつも思い当たりました。ですから、亡くなってからでは遅いことが教訓になっています。過労でおかしいと思ったら弁護士や産業医に相談に行く。

症状が出てからでは遅いんです。だから働いている段階で、使用者や職場の人や家族も、長時間労働が続くと過労死や過労疾患につながるという認識を持ってほしい。本人は仕事に追われていますから、そういうことを考える間もないのです。そうした働き方はおかしいんだと職場の人や家族が気付くべきです。

——ご家族が「おかしいんじゃない？」と言っても、本人は仕事のプレッシャー等から簡単には聞き入れてくれないようにも思うのですが。

寺西：おっしゃる通りで、私は何回も「あなたの会社はおかしいよ」と言ってきました。でもやっぱり本人

は諦めているんですね。

夫は飲食店の店長でしたから、飲食店は忙しいのが当たり前、長時間労働は当たり前、どこへ行ってもこんなものと諦めていますから、私もそんなものかなと思っていたら、あれよあれよと思う間に亡くなってしまった。あのとき、どこかへ相談に行っていればよかったと、悔いが残るのです。

——外部に相談することが大事ということですね。

西垣：はい。最近では過労死ということがマスコミでたびたび報じられていることもあり、これはもしかしてと思う家族が増えてきております。例えば、弁護士さんの過労死110番に相談されたり、労働組合に相談されて、私たち家族の会に相談が回ってきたりすることがあります。少しずつ無理をしないように本人が受け入れてくださるようにコンタクトを取るという方向で、ご家族に協力しながら、いわゆる周りが協力しながら気付いていただくということも増えてきております。

——何かあってからでは遅いわけですね。

寺西：そうなんです。だから、おかしいなと思ったときに行ける相談体制、受け皿が必要になってくるのです。

——近時、いわゆる「ブラック企業」が労働者を使い捨てにしていると言われていたことについて、どのように感じておりますでしょうか。

西垣：私の息子は27歳で過労死しました。一家の主が亡くなるということも家族にとっては生活の基盤を失うという意味で大変なことではありますが、子を亡くすということは、親が生きていく支えをなくすということにもなり、その一家が目標を見失ってしまう。そういう意味でまた違う厳しさがあります。

20代、30代の若者といったら、これから日本を支える世代だと思うんですね。その人たちが亡くなるような国に未来はないと思いました。この日本の働き方自体を変えないと、息子の二の舞、そして私のように生きていくことに絶望しなければいけない親が増えていくと思いました。

——世の中から過労死をなくすためにはどうすればよいとお考えでしょうか。

寺西：今にも倒れそうな人、過労死してもおかしくない状態の人がたくさんいる。まず、長時間労働をなくすことです。

過労死防止法の一番の問題は、理念法で罰則規定がないことです。交通事故を見ても罰則強化をすれば違反率や死者数は大きく減少するので、もうこれは絶対効果があることなのに。労働分野では罰則規定はできない、現行法の範囲という問題になりましたので、その難しさがありました。

まず、現行法を守ること、そして長時間過重労働の働かせ方をすれば人は過労死するという問題意識を強く持つこと。

——罰則規定の点以外で何かありますでしょうか。

寺西：労働時間を適正に把握する。インターバル休息制度を導入する。終業から始業まで、EU並みに最低11時間空けることが望ましい。そして、36協定の特別条項を少なくとも過労死ライン月80時間以下にする。

——企業としては競争の中でコスト削減が求められており、現実的にはなかなか難しい側面もあるのかなとも思うのですが、どうしていけばよいとお考えでしょうか。

寺西：私は韓国に行ってきましたが、韓国でさえ、サービス残業はないんですよ。先進国である日本がコスト面でただ働きさせないと企業が存続できないのでしょうか。労働者は決められた時間を働くことによって賃金を得ているのに、なぜただ働き残業を前提にしないと利益が出ないのですか。

私たちは、みんなでフランス、スイス（国連・ジュネーブ）に行きましたけど、日本はサービス残業とか長時間労働をしていると言うと、「何でするんだ」みたいなことを言われ理解されないのです。問題意識が全く違う。

なぜ日本は長時間労働、サービス残業を受け入れてしまうのか。力のない労働者個人ではどうしようも

ないとしても、大きな労働組合とか労働法令を扱っている厚労省や監督署なりが、なぜ黙認しているのか遺族にとっては腹立たしい限りです。

— この問題は、社会全体が変わっていかないといけないと思うのですが。

寺西： そうなんです。この法律（過労死等防止対策推進法）もそうなんですよ。働き方の意識を変えることは、1人とか、また一企業だけではできない。だから、国の責務でしなさいということです。

商慣行にも問題がある。例えば24時間営業を求めたりとか、格安の価格破壊を求めたりとか、そういうのも影響している。昔は、みんな週休で休んでいたし、夜中に営業しているところってなかった、お正月も年末年始は休んでいた。

— 過労死をなくすために、弁護士として何かできること、何かすべきことはありますか。

寺西： 弁護士は法律専門家ですから、例えばボランティアで学習会を開くとか、一般市民が相談に行きやすい環境をつくっていただきたい。事が起きてから相談に行くのではなくて、普段から勉強会、集会を開いてもらって、そこで必要な相談を受けていただきたい。迷っている人が一歩踏み出す機会になるので。

西垣： もう1つ弁護士さんをお願いしたいことは、就職するまでの若い高校生、大学生、できれば中学生ぐらいから、自分がその職場に入った場合、自分を守る法律にどういうものがあるのか、自分はどういう権利を持っているのかということについて、いわゆる労働法教育、労働教育といえますか、ある意味、過労死しない教育をしていただきたいです。

— 平成26年に過労死等防止対策推進法が成立しましたが、法律成立までにどのようなご苦労がありましたか。

中原： 国会議員をお願いしても、多くの議員は「そうだね、大変だね」ということで、ずっとスルーされてしまい、「僕が汗をかいてあげよう」という国会議員を探すまでのその過程が大変でした。やっぱりその

ときの政治状況とかもありますし、今回、本当に機は熟したという形で動いたんだなというふうに思っています。

— 法律成立後はどうなるのでしょうか。

寺西： 3年後に見直すとなっております。だから、「成立したから、終わり」ではなくて、成立してからの3年間でどれだけ事実をあぶり出す調査研究ができ、3年後の見直しにつないでいけるかということがものすごく大事なんです。

— 法律成立後、国や自治体、事業主に対して、今後どのようなことを期待しておりますか。

寺西： 国も過労死は喫緊の課題だというのは認識しています。昨年7月に大綱が閣議決定されたので速やかに一つ一つ対策を講じていただきたいと思います。

ただ、国が動いても、47都道府県の自治体がどれだけやってくれるのかというのは、まだまだ難しいです。私たちが数は少ないですけども、地元の労働局と自治体へ定期的に意見交換をしています。温度差を感じます。事業主は、法令を遵守し、労働者の健康を確保する。そのために国は周知啓発に力を入れてくれないと進んでいけない、まだ道半ばというのが実感ですね。

— 最後に、今後の活動予定を教えてください。

寺西： 過労死ゼロ社会をめざした活動と、今、家族の会は全国に11カ所しかないので、47都道府県に1つずつ家族の会をつくりたいとの思いです。過労死遺族が元気になってほしい、遺族が前向きに暮らし笑顔を増やしたいというのが私の思いにありますので、遺族が元気になれる居場所、交流できる場をできるだけ増やしていきたいです。

中野： 公務災害の申請者が少ない。本当はもっと多いはず。申請者をどうしたら増やすことができるのか、もっと訴えてほしいという気持ちでいっぱいですので、これから方法を考えていこうと思っています。